

じゅう よう じ こう せつ めい しょ していちいきそうだんしえんよう  
**重 要 事 項 説 明 書** (指定地域相談支援用)

この「重要事項説明書」は、当事業所と利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第76条及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第27号)」第5条の規定に基づき、当事業所の概要や提供する指定地域相談支援の内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1 指定地域相談支援を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 秀幸福社会
代表者氏名	理事長 中尾 巖
本社所在地 (連絡先)	大阪府茨木市庄二丁目7番35号 電話：072-631-5151 FAX：072-631-5141
法人設立年月日	昭和54年2月19日

2 ご利用者への指定地域相談支援を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	相談支援センターひまわり
地域相談支援の種類	指定地域移行支援、指定地域定着支援
サービスの主たる対象者	身体障害者 知的障害者 障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者 精神障害者 難病等対象者
大阪府指定事業所番号	指定地域移行支援 2734200096号(平成25年1月1日指定) 指定地域定着支援
事業所所在地	大阪府茨木市庄二丁目7番38号(庄栄エルダーセンター内)
連絡先	電話：072-626-3310 FAX：072-626-3340

じぎょうしょ つうじょう <b>事業所の通常の</b> じぎょうじつしちいき <b>事業実施地域</b>	いばらきしぜんいき <b>茨木市全域</b>
じぎょうしょ おこな <b>事業所が行う</b> ほか していしょうがい <b>他の指定障害</b> ふくし <b>福祉サービス</b> とう <b>等</b>	していそうだんけいかくしえん <b>指定相談計画支援</b> (へいせい ねん がつ にちしてい (平成24年4月1日指定) していしょうがいじそうだんしえん <b>指定障害児相談支援</b> (へいせい ねん がつ にちしてい (平成24年4月1日指定)

(2) じぎょう もくてき うんえいほうしん  
**事業の目的および運営方針**

じぎょう もくてき <b>事業の目的</b>	ちいきいこうしえん ちいきていちゃくしえん ていきょう <b>地域移行支援、地域定着支援の提供</b>
うんえいほうしん <b>運営方針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている状況に応じて、利用者等の選択に基づき、福祉サービス等が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとします。</li> <li>・ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定地域相談支援を実施します。</li> </ul>

(3) じぎょうしょまどぐち えいぎょうび およ えいぎょうじかん  
**事業所窓口の営業日及び営業時間**

えいぎょうび <b>営業日</b>	げつようび きんようび がつ にち がつ にち のぞ 月曜日～金曜日 (1月1日～1月3日は除く)
えいぎょうじかん <b>営業時間</b>	9:00～17:15

(4) ちいきそうだんしえん かのう ひ じかんだい  
**地域相談支援の可能な日と時間帯**

ちいきそうだんしえんじつしび <b>地域相談支援実施日</b>	げつようび きんようび がつ にち がつ にち のぞ 月曜日～金曜日 (1月1日～1月3日は除く)
じつしじかん <b>実施時間</b>	9:00～17:00

(5) じぎょうしょ しょくいんたいせい  
**事業所の職員体制**

かんりしゃ <b>管理者</b>	みやなか あやか 宮中 彩華
---------------------	-------------------

しょくむ <b>職種</b>	しょくむ ないよう <b>職務内容</b>	じんいんすう <b>人員数</b>

<p>管理者</p>	<p>1 従業者及び業務の管理、利用の申し込みに係る調整を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</p>	<p>常勤 1人</p>
<p>相談支援専門員</p>	<p>指定地域移行・地域定着支援従事者に対する技術的指導及び助言を行います。また、自らも基本相談支援、指定地域移行支援、指定地域定着支援を行います。</p>	<p>常勤 1人 以上</p>
<p>指定地域移行・地域定着支援従事者</p>	<p>【基本相談支援】 障害者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市町村や障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。 【指定地域移行支援】 障害者支援施設等へ入所又は精神科病院へ入院している障害者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の支援を行います。 【指定地域定着支援】 居宅において単身で生活する障害者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、障害福祉サービス事業所等との連絡調整などの支援を行います。</p>	<p>常勤 1人 以上 *相談支援 専門員兼務 の場合あり</p>

3 提供する指定地域相談支援の内容

(1) 地域移行支援

<p>地域移行支援計画の作成</p>	<p>利用者の意向、適性、障害の特性等を踏まえ、地域移行支援計画を作成します。 計画の作成後においても、適宜、地域移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて地域移行支援計画の変更を行います。</p>
<p>地域生活に移行するための活動に関する支援</p>	<p>利用者との面接により、利用者の心身の状況を把握し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談に応じます。また、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への外出の際に同行し、必要な支援を行います。 なお、面接又は同行支援は、おおむね週に1回、少なくとも月に2回行います。</p>
<p>障害福祉サ</p>	<p>利用者の状況等に応じ、地域生活へ移行するために必要な障害</p>

<b>一 び ス の</b> <b>体験的な利用</b> <b>支援</b>	福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援） の体験的な利用を支援します。
<b>体験的な</b> <b>宿泊支援</b>	障害福祉サービス事業者や障害者支援施設等又は精神科病院の 担当者との連絡調整を行い、利用者の相談に応じながら、一人暮らし に向けた体験的な宿泊の支援を行います。

※地域移行支援の実施にあたっては、市町村や指定障害福祉サービス事業者等との連絡

調整を行います。また、住居の確保や行政機関の手続き等について、利用者又はその

家族が行うことが困難な場合は、利用者の同意を得て代行します。

【地域移行支援計画作成の手順】

1	<b>アセスメン</b> <b>ト及び支援</b> <b>内容の検討</b>	利用者が入所・入院する障害者入所施設等又は精神科病院を訪問 し、利用者に面接を行い、利用者の心身の状況、その置かれている 環境及び日常生活全般の状況、利用者の希望、課題等を把握します。 そして、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を 営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討を 行います。
2	<b>地域移行</b> <b>支援計画の</b> <b>原案の作成</b>	アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の 生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の質を向上させる ための課題、地域移行支援の目標及び達成時期並びに地域移行支援を 提供する上での留意事項等を記載した地域移行支援計画の原案を作成 します。
3	<b>計画作成</b> <b>会議の開催</b>	障害者支援施設等又は精神科病院の担当者等を招集し、計画作成 会議を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めま す。
4	<b>利用者等へ</b> <b>の説明・交付</b>	地域移行支援計画の内容について、利用者又は家族に対して説明し、 文書により同意を得た上で、地域移行支援計画を利用者に交付します。

(2) 地域定着支援

<b>地域定着支援台</b> <b>帳の作成</b>	利用者との面接により、その心身の状況、置かれている環境等を把握 し、利用者の緊急時において必要となる家族、サービス事業者、医療 機関等の連絡先その他利用者に関する情報を記載した地域定着支援 台帳を作成します。 台帳作成後においても、適宜、地域定着支援台帳の見直しを行い、 必要に応じて地域定着支援台帳の変更を行います。
<b>常時の連絡体制</b>	利用者の心身の状況及び障害の特性等に応じ、適切な方法により、

かくほ の確保	りようしゃまた かぞく じようじ れんらくたいせい かくほ じようしゃ 利用者又はその家族と常時の連絡体制を確保します。また、利用者の きやたく ほうもんとう おこな りようしゃ じようきよう はあく 居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握します。
きんきゆう じたい 緊急の事態に おける支援	きんきゆう しえん ひつよう じたい じよう ばあい すみ やかに りようしゃ きやたく 緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに利用者の居宅へ ほうもんとう じようきよう はあく じようきよう おう りようしゃ かぞく の訪問等により状況を把握し、その状況に応じて、利用者の家族、 りようしゃ りよう していしやうがいくし いりようきかん た かんけいきかん 利用者の利用する指定障害福祉サービス、医療機関その他の関係機関 との連絡調整、一時的な滞在による支援その他の必要な措置を適切に れんらくちやうせい いちじてき たいざい しえん た ひつよう そち てきせつ 講じます。

※常時の連絡体制の確保及び緊急の事態における支援を行うため、以下の体制をとります。

ようび じかんと 曜日・時間等	連絡先	対応方法
げつ きん 月～金 (1/1～1/3除く) 9:00～17:15	でんわ 電話：072-626-3310	じぎやうしょ じよくいん たいおう 事業所にて職員が対応
じようきいがい 上記以外	でんわ 電話：072-626-3310	るすばんでんわ たいおう 留守番電話にて対応

#### 4 提供する指定地域相談支援の利用者負担額について

していちいきそうだんしえん 指定地域相談支援	そうだん かか りようしゃふたんがく はっせい 相談に係る利用者負担額は発生しません。※
こうつうひ 交通費	つうじやう じぎやう じっしちいきがい ちいき しょうがいしゃにゆうしょしせつ せいしんかびやう 通常の事業の実施地域以外の地域の障害者入所施設や精神科病 いんとう ほうもん していちいきそうだんしえん ていきやう ばあい ひつよう こうつうひ 院等を訪問して指定地域相談支援を提供する場合は、必要な交通費 をいただきます。
その他の費用	りようしゃ じじやう ひつよう じっぴ ふたん 利用者の事情により必要となる実費をご負担いただくことがありま す。その際は、書面によって利用者への説明を行い、利用者の同意 さい しよめん りようしゃ せつめい おこな りようしゃ どうい をいただきます。

※ 地域相談支援給付費について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを

希望する)場合は、地域相談支援給付費の全額をいったんお支払いいただきます。この

場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えて給付決定市町村

に地域相談支援給付費の支給を申請してください

#### 5 交通費及びその他の費用の支払い方法について

<p>こうつうひおよび 交通費及び その他の費用の 支払い方法につ いて</p>	<p>こうつうひおよび た ひよう ちいきそうだんしえん じっし つき よくげつ 交通費及びその他の費用について、地域相談支援を実施した月の翌月 まつじつ りようげつぶん せいきゅうしょ とど 末日までに利用月分の請求書をお届けします。指定地域相談支援実施 の記録と内容を照合のうえ、請求月末日までに、下記のいずれかの ほうほう しょうごう せいきゅうづきまつじつ かき 方法によりお支払い下さい。 (ア)現金支払い (イ)事業者指定口座への振り込み</p>
--	---

6 担当者の変更を希望される場合の相談窓口について

<p>りようしゃ じじょう 利用者のご事情により、 たんとうしゃ へんこう きぼう 担当者の変更を希望される ばあい みぎ そうだんたんとうしゃ 場合は、右の相談担当者まで ご相談ください。</p>	<p>ア そうだんたんとうしゃしめい 相談担当者氏名 みやなか あやか 宮中 彩華 イ れんらくさきでんわばんごう 連絡先電話番号 (電話番号) 072-626-3310 どう ばんごう 同 ファックス番号 (FAX番号) 072-626-3340 ウ うけつけび うけつけじかん げつ きん のぞ 受付日および受付時間 月～金 (1/1～1/3除く) 9:00～17:15</p>
---	---

※ 担当者の変更に関しては、利用者等の希望を尊重して調整を行います。当事業所の  
じんいんたいせい きぼう ばあい せつじょう  
人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 指定地域相談支援の提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

していちいきそうだんしえん ていきょう さきだ じゅきゅうしゃしょう きさい ちいきそうだんしえんきゅうふ  
指定地域相談支援の提供に先立って、受給者証に記載された地域相談支援給付  
けつてい ないよう ゆうこうきかん ちいきそうだんしえんきゅうふりょうどう かくにん じゅきゅうしゃしょう  
決定の内容・有効期間・地域相談支援給付量等を確認させていただきます。受給者証  
じゅうしょ ちいきそうだんしえんきゅうふないようどう へんこう ばあい すみ じじょうしゃ し  
の住所、地域相談支援給付内容等に変更があった場合は速やかに事業者にお知らせ  
ください。

(2) 担当者の決定等

していちいきそうだんしえんていきょうじ たんとうしゃ けつてい きんきゅうじ たいおうどう  
指定地域相談支援提供時に、担当者を決定します。ただし、緊急時の対応等にお  
いては、たんとうしゃいがい しょくいん たいおう  
担当以外の職員が対応させていただくこともあります。また、担当者が交代  
する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、りようしゃおよ かぞくとく たい  
利用者及びその家族等に対して  
ちいきそうだんしえんていきょうじょう ふりえき しょう じゅうぶん はいりょ  
地域相談支援提供上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

りようしゃ とくてい たんとうしゃ しめい たんとうしゃ き  
利用者から特定の担当者を指名することはできませんが、担当者についてお気づき

てん ようぼう  
の点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

## 8 虐待の防止について

じぎょうしゃ りょうしゃ じんけん ようご ぎゃくたい ぼうしとう  
事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、  
しょうがいしゃ ようごしゃ たい しえんとう かん ほうりつ へいせい ねん がつ にちほうりつだい ごう もと  
障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年6月24日法律第79号)に基づき、  
ぎゃくたい そうきほつけんなら くに ちほうこうきうだんたい こう しまく きょうりよく つと  
虐待の早期発見並びに国や地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めるとともに、  
か き たいさく こう  
下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

ぎゃくたいぼうし かん せきにんしゃ 虐待防止に関する責任者	みやなか あやか 宮中 彩華
-----------------------------------	-------------------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。

- ③ 苦情解決体制を整備しています。

- ④ 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

- ⑤ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置を実施しています。

## 9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	じぎょうしゃ りょうしゃ こじんじょうほう 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ○ 指定地域相談支援事業所の従業員及び管理者（以下「従業員等」という。）は、業務上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。 ○ また、この秘密を保持する義務は、指定地域相談支援の契約が終了した後においても継続します。 ○ 事業者は、従業員等に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員等である期間及び従業員等でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業員等との雇用契約の内容とします。
--------------------------	---

<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報情報を提供しません。</p> <p>○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
----------------------	--

## 10 緊急時の対応方法について

① 指定地域相談支援の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

② 上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。

連絡先：電話番号 072-626-3310 (対応可能時間 9:00~17:15)

## 11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定地域相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定地域相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険



ほけんめい ひまわり ばいしょうせきにんほけん  
保険名 ひまわり 賠償責任保険

ほしょう がいよう しょうがいほしょう ばいしょうせきにんほしょう  
保障の概要 障害補償、賠償責任保証

## 1.2 身分証携行義務

していちいきそだんしえんじぎょうしゃ つね みぶんしょう けいこう しょかいほうもんじおよ りようしゃ りよう  
指定地域相談支援事業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用  
しゃ かぞく ていじ もと とき みぶんしょう ていじ  
者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 1.3 心身の状況の把握

していちいきそだんしえん ていきょう あ りようしゃ しんしん じょうきょう お  
指定地域相談支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている  
かんきょう ほか ほけんいりよう また ふくし りようじょうきょうとう はあく つと  
環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものと  
します。

## 1.4 連絡調整に対する協力

していちいきそだんしえんじぎょうしゃ していちいきそだんしえん りよう しちょうそんまた していとくてい  
指定地域相談支援事業者は、指定地域相談支援の利用について市町村又は指定特定  
そだんしえんじぎょう おこな おこな れんらくちょうせい かぎ きょうりよく  
相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

## 1.5 他の指定障害福祉サービス事業者等との連携

していちいきそだんしえん ていきょう あた ちいきおよ かてい むす じゅうし うんえい おこな  
指定地域相談支援の提供に当たり、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、  
しちょうそん していしょうがいふくし じぎょうしゃなど た ほけんいりよう また ふくし  
市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスの  
ていきょうしゃ みっせつ れんけい つと  
提供者と密接な連携に努めます。

## 1.6 記録の整備

- ① していちいきそだんしえん じっし ていきょうび ないようとう きろく していちいきそだんしえん  
指定地域相談支援の実施ごとに、その提供日、内容等を記録し、指定地域相談支援  
ていきょう しゅうりょうじ りようしゃ かくにん う りようしゃ かくにん う  
提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた  
あと ひか りようしゃ こうふ  
後は、その控えを利用者に交付します。
- ② ちいきいこうしえんけいかく りようしゃ かん しちょうそん つうち かが きろく りようしゃ くじょう  
地域移行支援計画、利用者に関する市町村への通知に係る記録、利用者からの苦情の

内容等の記録、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を整備します。

- ③ これらの記録は地域相談支援完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

17 苦情解決の体制及び手順

提供した指定地域相談支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受けつけるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所に対するご意見などもいただいています。

だいさんしゃいんしめい  
第三者委員氏名

なかはな かよこ  
中鼻 加代子

<p>そうだんしえん 相談支援センターひまわり くじょうけつけまどぐち みやなか あやか 苦情受付窓口 宮中 彩華</p>	<p>しょざいち 所在地 いばらきししやうにちやうめ ばんごう 茨木市庄二丁目7番38号 でんわばんごう 電話番号 072-626-3310 うけつけじかん 受付時間 げつ きんようび のぞ 月～金曜日(1/1～1/3除く) 9:00～17:15</p>
<p>いばらきしやくしよ 茨木市役所 しょうがいふくしか 障害福祉課</p>	<p>しょざいち 所在地 いばらきしえきまえさんちやうめ ばんごう 茨木市駅前三丁目8番13号 でんわばんごう 電話番号 072-620-1636 うけつけじかん 受付時間 げつ きんようび しゆくじつとう のぞ 月～金曜日(祝日等を除く) 9:00～17:15</p>
<p>こうてきだんたい まどぐち) 【公的団体の窓口】 おおさかふしやかいふくしきやうぎかい 大阪府社会福祉協議会 うんえいてきせいはいんかい 運営適正化委員会 ふくし 「福祉サービス苦情解決委員会」</p>	<p>しょざいち 所在地 おおさかしちゆうおうくなかでら ちやうめ ばんごう 大阪市中央区中寺1丁目1番54号 おおさかしやかいふくししどう 大阪社会社会福祉指導センター1階 でんわばんごう 電話番号 06-6191-3130 ばんごう ファックス番号 06-6191-5660 うけつけじかん 受付時間 げつ きんようび しゆくじつとう のぞ 月～金曜日(祝日等を除く) 10:00～16:00</p>

18 指定地域相談支援の実施開始可能年月日

していちいきそうだんしえんていきようかいし かもう ねんがっぴ 指定地域相談支援提供開始が可能な年月日	ねん 年	がつ 月	にち 日
--	---------	---------	---------

19 じゅうようじこうせつめい ねんがっぴ  
重要事項説明の年月日

じゅうようじこうせつめいしよ せつめいねんがっぴ この重要事項説明書の説明年月日	ねん 年	がつ 月	にち 日
---	---------	---------	---------

じょうきないよう しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん  
上記内容について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた  
め の ほうりつ もと していちいきそうだんしえん じぎょう じんいん せつびおよびうんえい かんするきじゆん へいせい  
法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24  
ねん がつ にちこうせいろうどうしやうれいだい ごう だい じょう きてい もと りようしゃ せつめい おこな  
年3月13日厚生労働省令第27号）」第5条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

じぎょうしゃ 事業者	しよ ざい ち 所在地	いばらきししやうにちやうめ ぼん ごう 茨木市庄二丁目7番35号	
	ほう じん めい 法人名	しゃかいふくしほうじん しゅうこうふくしかい 社会福祉法人 秀幸福社会	
	だいひようしゃめい 代表者名	りじちやう なかお いわお 理事長 中尾 巖	いん 印
	じぎょうしよめい 事業所名	そうだんしえん 相談支援センターひまわり	
	せつめいしやしめい 説明者氏名		いん 印

じょうきないよう せつめい じぎょうしゃ たし  
上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

りようしゃ 利用者	じゅう しよ 住所	
	し めい 氏名	いん 印

だいり 代理人	じゅう しよ 住所	
	し めい 氏名	いん 印

